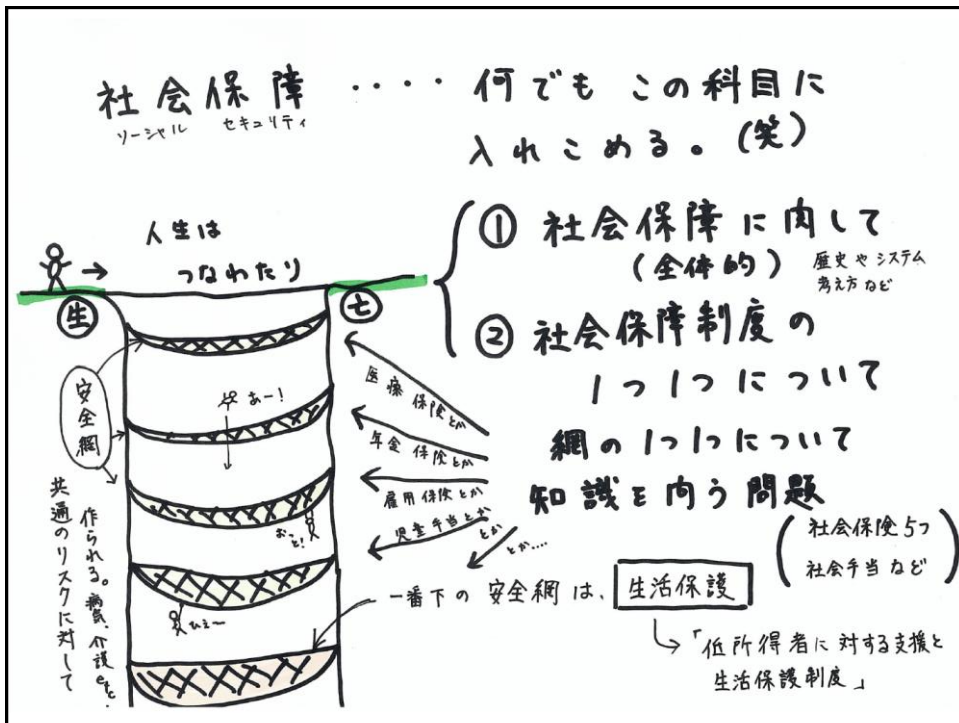
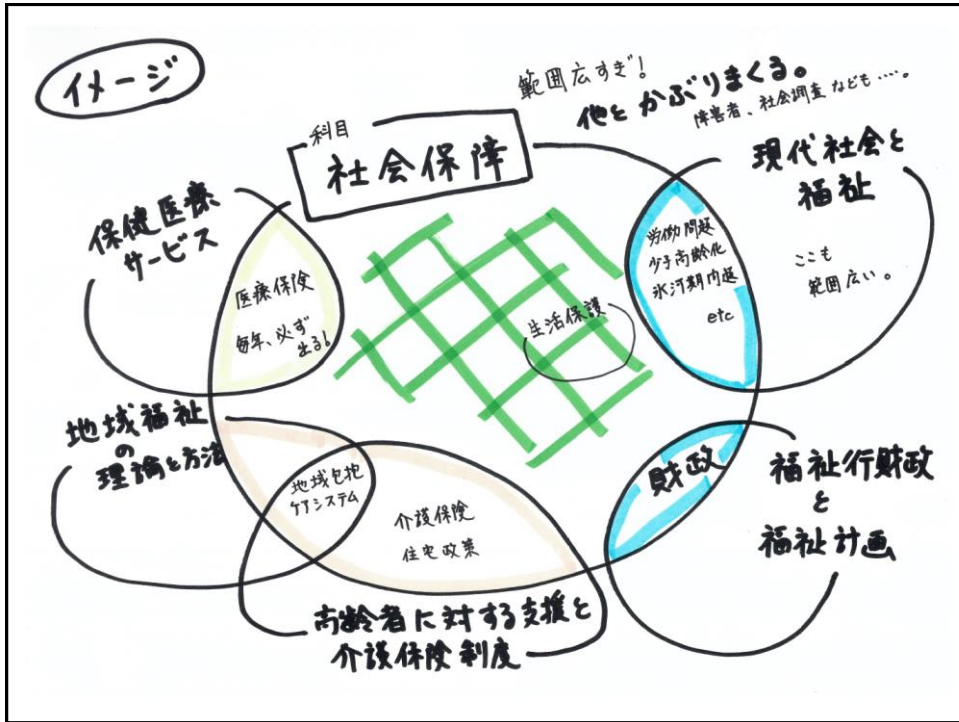




社会保障(7問⇒9問)

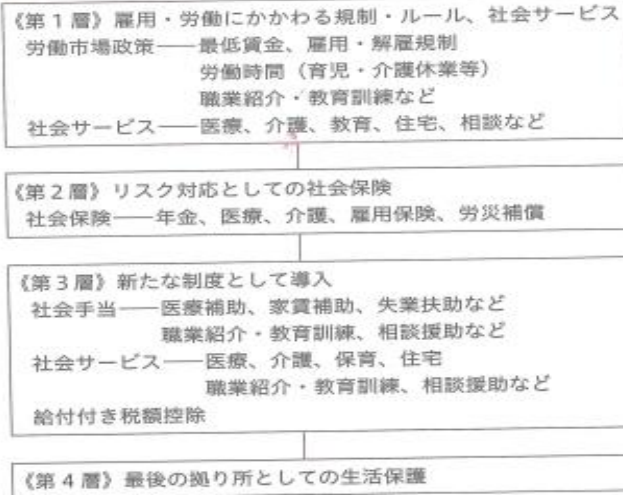
<よく出題されてきたもの>

- ・社会保障の財源
- ・歴史的展開(第34回、第32回 1年ごと??)
- ・社会保障給付費
(30. 31. 33、35、36回は出てない!)
財源構成は社会保険料が最も多い!!
- ・公的年金制度(特に国民年金 必ず1問以上!)
- ・医療保険制度(特に健康保険制度)
- ・労災と雇用保険は1年ごとに交互に出題
- ➔ 前は両方出題。最近、両方出る!!
- ・諸外国の制度も1年、2年ごと(29. 31回出題)



テキスト 33P

図2-1 4層のセーフティネット（埋橋らの改革案）



出典：埋橋幸文・連合総合生活開発研究所編『参加と連帯のセーフティネット——人間らしい品格ある社会への提言』ミネルヴァ書房、2010。図序-3を一部改変



中身に入ろう。

①社会保障に関して

社会保障制度の分類(狭義)

○社会保険

大別すると5つ

年金保険 医療保険 介護保険 雇用保険
労働者災害補償保険

○社会福祉・・・

児童福祉、障害者に対する福祉

○公的扶助

最低限度の生活を保障 自立助長
生活保護制度

○保健医療・公衆衛生

国民の健康のための、予防、衛生に関する制度

昔の図

表 2-1 社会保障の体系

狭義の 社会保障	社会保険	年金保険, 医療保険, 介護保険, 労働者災害補償保険, 雇用保険等	
	公的扶助	生活保護	
	社会福祉	児童福祉, 障害者福祉, 老人福祉, 母子及び寡婦福祉, 児童手当, 児童扶養手当等	
	公衆衛生 及び医療	医療提供体制, 感染症対策, 健康増進, 生活衛生等	
広義の 社会保障	高齢者医療	高齢者医療等	老人保健とあるものも。
	恩給	恩給	
	戦争犠牲者 援護	戦没者遺族年金等	いずれなくなる。
社会保障関連制度	住宅対策	公営住宅建設等	
	雇用対策	失業対策, 障害者雇用対策等	

テキスト 28P

表2-1 社会保障制度の分類

①保障の方法に着目した分類	
制度の種類	主な制度
社会保険	医療保険、介護保険、年金保険、労災保険、雇用保険
公的扶助	生活保護、生活困窮者自立支援制度
社会手当	児童手当、児童扶養手当、特別障害者手当、特別児童扶養手当
社会福祉	障害者福祉、児童家庭福祉、高齢者福祉にかかわる諸制度
②制度の目的に着目した分類	
制度の種類	主な制度
所得保障	年金保険、労災保険（休業補償給付、傷病補償給付等）、雇用保険、社会手当の諸制度、生活保護
医療保障（健康保障）	医療保険、労災保険（療養補償給付等）
介護保障	介護保険
社会福祉（福祉サービス保障）	障害者福祉、児童家庭福祉、高齢者福祉にかかわる諸制度、生活困窮者自立支援制度

資料：厚生労働省作成

者自立支援法¹参照）は、現物給付が中心の制度であるが、生活困窮者を対象とするという点に着目すれば、公的扶助に分類される。

社会手当とは、特別な出費が必要となる状況（たとえば子育てや重度の障害）や、収入を得るうえでの不利につながる状況（たとえばひとり親世帯）に直面しているなど、特定の条件を満たす人々を対象に現金給付を行う制度である。英語圏では、カテゴリー別給付（categorical benefit）と呼ばれることもある。

社会福祉とは、社会保険、公的扶助、社会手当では適切に対応できない個別的な生活支援のニーズがある場合にわたる給付であり、現物給付が中心である。第5章第7節でみるように、具体的な制度としては多種多様なものがある。

さて、社会保険と公的扶助と社会手当のそれぞれの特徴・性格については、表2-2に示すように、その財源とミーンズテストの有無に着目して比較すると理解しやすい。

社会保険の財源は、保険料が基本である。しかし、制度の安定的な運営と、加入者（被保険者）の負担軽減という観点から、公費負担が入る。つまり費用の一部を国や自治体が負担する仕組みになっている場合もあ

表2-2 社会保険、公的扶助、社会手当の違い

財源	社会保険	公的扶助	社会手当
	保険料（+公費）	公費	主に公費
ミーンズテスト（資力調査）の有無	無	有	無、または緩やかなミーンズテスト有り

資料：厚生労働省作成

る（第3章参照）。給付については、保険料の負担を前提として、権利として給付が受けられる仕組みになっており、支給にあたってミーンズテストを受けることが求められることはない。

公的扶助の場合、給付の対象が生活困窮者に限定されることから、支給にあたってミーンズテストを受けることが求められる。その場合、一般的に、日本の生活保護制度のように、所得ばかりでなく資産を含めて厳格な基準での調査が行われる。

社会手当の場合、財源は、主に公費であるが、日本の児童手当の場合の事業主の拠出金（子ども・子育て拠出金）のように、ほかの方法により費用負担が行われることもある。ミーンズテストについては、それが課される場合と、課されない場合がある。ミーンズテストが課される場合でも、資産は調査の対象とせず、所得についての基準も公的扶助に比べると緩やかになる傾向がみられる。

なお、財源に着目すると、公的扶助、社会手当、社会福祉の間には、公費が基本になっているという点で共通性がある。そこで社会保険料による財源調達を基本とする社会保険に対して、公的扶助、社会手当、社会福祉を一括して社会扶助として理論的にとらえるという考え方もある（詳しくは、第4章第1節「1 保険と扶助の概念」参照）。

② 保障の目的に着目した分類

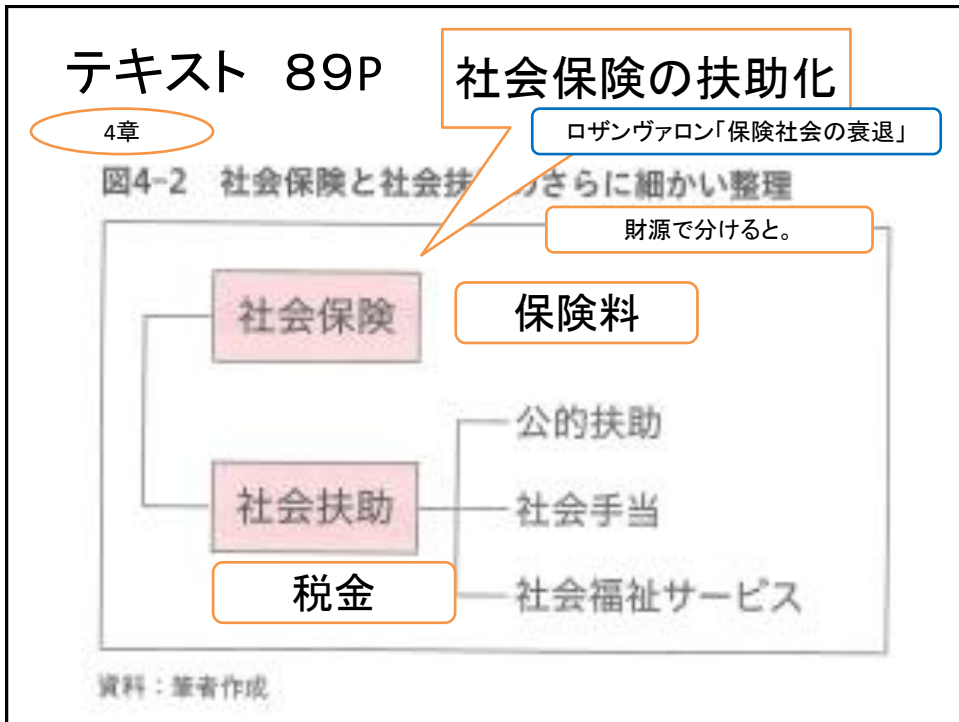
保障の目的に着目すると、社会保険の諸制度は、所得保障、医療保障、介護保障、社会福祉の4種類に分類される。論理的に考えれば、医療保障、社会福祉というより、「健康保障」「福祉サービス保障」という用語を用いたほうが明解だろうが、慣例に従って、「医療保障」「社会福祉」という用語を用いている。

¹ ここでいう社会扶助は、理論的な概念であるが、ドイツでは、日本の生活保護に対応する制度の名目が「社会扶助」である。そのような事情もあって、ヨーロッパでは、本書で言う公的扶助のことを指して「社会扶助」と言う場合がある。

表2-1 社会保障制度の分類

①保障の方法に着目した分類		方法別
制度の種類	主な制度	
社会保険	医療保険、介護保険、年金保険、労災保険、雇用保険	
公的扶助	生活保護、生活困窮者自立支援制度	
社会手当	児童手当、児童扶養手当、特別障害者手当、特別児童扶養手当	
社会福祉	障害者福祉、児童家庭福祉、高齢者福祉にかかわる諸制度	
②制度の目的に着目した分類		目的別
制度の種類	主な制度	
所得保障	年金保険、 労災保険（休業補償給付、傷病補償給付等） 、雇用保険、社会手当の諸制度、生活保護	
医療保障（健康保障）	医療保険、 労災保険（療養補償給付等）	
介護保障	介護保険	
社会福祉（福祉サービス保障）	障害者福祉、児童家庭福祉、高齢者福祉にかかわる諸制度、生活困窮者自立支援制度	

資料：厚生労働省作成



社会保険と公的扶助の違い

社会保険

- ・防貧的
- ・保険料を徴収
- ・権利意識がある、
(スティグマが発生しにくい)
- ・ミーンズテストはない

公的扶助(生保)

- ・救貧的
- ・税金から
- ・引け目、負い目がある
(スティグマが発生しやすい)
- ・ミーンズテストがある

第34回 問51

☆中間的特徴の社会手当☆

- ・防貧的
- ・税金から
- ・ミーンズテストはない

表4-1 保険と扶助の理論的な比較

テキスト 95P

	保険	扶助
対象（範囲）	加入する者	すべての者、または必要がある者
適用条件	加入および拠出	申請
受給資格	被保険者（と扶養家族）	資力調査または所得調査で認められた者
給付の開始	定められたリスクの発生と認定	必要（貧困）の事実確認
給付期間	一定期間（リスクが解消されるまで）	一定期間または無期限
給付水準	所得・負担に応じた比例（または均一）	最低限度（ミニマム）または均一
費用	保険料（拠出制）	公費負担（無拠出制）
機能	防貧（予防・備え）	救貧（救済・助け）
原理	貢献原理	必要原理

資料：筆者作成

社会保障の機能

第33回

①生活安定・向上機能

生活の安定を図り、安心をもたらす機能

例)医療保険、年金保険、介護保険・・・

②所得再分配機能

1)水平的再分配・・・同じ水準の所得層内で

例)年金保険など(世代間でも)

2)垂直的再分配・・・高所得者から低所得者へ

例)生活保護制度など

3)経済安定機能・・・景気変動の緩和

経済成長を支える

例)雇用保険、公的年金制度等

社会保障の基本的な考え方

自らが自助で生活することを応援する仕組みであり、連帯して支え合う共助や困窮時の公助も含むものである。

自助・・国民生活を自らの責任と努力によって営む

共助・・制度化された社会保険等によって国民が相互に支えあい安定した生活を保障すること

公助・・自助や共助で対応できない困窮などの状況に対し、受給要件を定めた上で必要な生活保障を行うこと

2006年 社会保障の在り方に関する懇談会最終報告

互助！？

厚生労働省：地域包括ケア研究会報告書において「互助」という概念を取り入れている。

「自助・共助・公助」ではなく

「自助・互助・共助・公助」で

地域包括ケアシステムは成り立つ、と。

互助とは？ ➡相互に支え合うという意味では共助と同じだが、費用負担が制度的に裏付けられていない自発的なもの。

社会保障制度の発達(日本)

- 1922(大正11)年・**健康保険法**(対象:被用者のみ)
- 1938(昭13)年・国民健康保険法(対象:農山漁村中心)
- 1939(昭14)年・船員保険法(対象:船員のみ)
- 1941(昭16)年・労働者年金保険法
(対象:民間企業の工場労働者の男子)
- 1944(昭19)年・労働者年金保険法が改正・改題され、
厚生年金保険法の制定
- 1954(昭29)年・厚生年金保険法の全面改正
- 1958(昭33)年・**国民健康保険法の全面改正**
(対象はすべての国民)
- 1959(昭34)年・国民年金法の制定

主に医療保険・
年金保険の適
用対象が拡大し
た経緯をおさえ
る！

1961(昭36)年・国民皆年金・皆保険体制！

1973(昭48)年・オイルショックで高度経済成長が終る

以降、福祉見直しが進むのでこの年を**福祉元年**という。

老人医療費の無料化

年金に物価スライド制導入

第34回 問49

1982(昭57)年・老人保健法

(老人医療費の無料化廃止、1割負担となる)

1997(平9)年・介護保険法 制定

2008(平20)年・高齢者の医療の確保に関する法律

老人保健法の改正

老人保健制度⇒後期高齢者医療制度

2015(平成27)年・被用者年金一元化法 (厚生年金と共済年金が統合)

2017(平成28)年・国民年金法改正 (受給資格期間を10年に短縮)

2018(平成30)年・都道府県が市町村とともに 国民健康保険の保険者となる

2020(令和2)年・国民年金法改正 (保険料の申請全額免除に未婚のひとり親、 寡夫を追加)

テ160p 年金制度の沿革

① 厚生年金保険の創設

日本ではすでに戦前の1941(昭和16)年に労働者年金保険法が成立し、被用者年金保険制度が創設されていたため、その後の国民年金を対象とした年金制度創設論議にあたっては、先行した被用者年金制度との調整・通算が大きな問題となった。戦後社会保障制度の基本設計を提言した1950(昭和25)年の社会保障制度審議会勧告では、原則定額給付の単一の年金制度創設を勧告しながらも、国民年金の創設は経済回復まで後回しとされた。

1954(昭和29)年には適用範囲拡大と給付水準引き上げのため厚生年金保険法が全面改正され、最低保障の理念から定額給付制を主張する社会保障制度審議会と現実的な負担のため所得比例制を主張する厚生省との妥協で、結局定額部分をもつ2階建ての制度となった。その後の年金制度史は、1959(昭和34)年、1973(昭和48)年、1985(昭和60)年、2000(平成12)年の法改正がエポックとなっている。

② 国民年金法の制定

第一のエポックは、1959(昭和34)年の国民年金法の制定である(1961(昭和36)年施行)。1950年代半ば頃からの経済成長、単人恩給復活、保守合同と左翼社会党の統一、農林共済分離など各種共済制度成立の動きなどを背景にして、国民年金創設の機運が盛り上がった。制度設計に関してはさまざまな議論があったが、その結果創設された国民年金制度は、被用者年金制度に加入していない全国民を対象として国民年金制度を創設し、「国民皆年金」を実現した画期的なものであった。社会保障方式、定額拠出・定額給付であり、就労や所得の有無にかかわらず加入義務を課すこととなったほか(ただし保険料免除制度を設けた)、一部設けられた税方式による福祉年金は、保険料を負担できなかった者やすでに老齢に達している者に対する補充的・経過的なものに限られた。

③ 給付水準の引き上げ

その後1960年代以降、経済成長を背景に給付水準の引き上げが続いた。1965(昭和40)年改正では、厚生年金基金加入者に対しては厚生年金の報酬比例部分への加入を免除する形で退職金の調整がなされたため、事業者も保険料引き上げに合意して給付の充実につながった。このとき厚生年金において1万円年金を実現し、1966(昭和41)年

改正で国民年金1万円年金を達成した。1969(昭和44)年改正では2万円年金を達成した。

1973(昭和48)年改正では、5万円年金を達成し、「福祉元年」と呼ばれた。このとき、厚生年金の水準を平均賃金比60%とし、国民年金もそれを基準に給付額を定め、賃金スライド・物価スライドも設けたため、その後年金の給付水準は大幅に高まることとなった。1976(昭和51)年改正では厚生年金で9万円年金、国民年金で3万円年金、1980(昭和55)年改正では厚生年金で13万円年金、国民年金で4万円年金を達成した。

④ 1985年の基礎年金の創設と適正化

① 基礎年金の創設

次のエポックは、1985(昭和60)年改正による基礎年金の創設であった(施行は1986(昭和61)年)。1970年代後半には、低成長への移行、急速な高齢化、制度間格差への対応などのため、制度再編と給付と負担の水準の見直しが求められるようになった。制度再編論議のなかでは、国民共済の基礎年金の創設が大きな課題となっていた。社会保障制度審議会が税方式の基本年金構想を掲げた影響も受けて基礎年金が創設され、2階建ての制度体系とされたが、社会保障制度審議会の構想とは異なって基礎年金は拠出制であり、実質的には従来の国民年金と厚生年金の財政調整を認るものであった。また、従来もつばら引き上げを続けてきた給付水準を引き下げていくこととし、基礎年金(国民年金)の水準は単身高齢者の基礎的支出分とし、加入期間の成熟化を踏まえ水準を引き下げた。また、障害者以外に福祉年金は創設せず、保険料免除制度で対応することとした。

② 給付水準の調整

その後も給付水準調整の努力は続けられ、1994(平成6)年改正では、基礎年金額が引き上げられた一方、賃金スライド方式は名目賃金でなく手取り賃金に基づいて改正する方式へと改められた。

⑤ 2000年法改正以降の負担上限の観点からの再編

① 2000年改正

バブル崩壊が明らかになり、高失業・非正規化などの雇用構造や家族形態の変化が明らかになってきた2000(平成12)年に行われた改正は、戦後日本年金制度史の次のエポックであるといえる。この改正では従来のように給付改修を標榜せず、現役世代の負担の抑制という拠出側の論理を正面から訴え、給付率率の5%引き下げなどで給付総額を2割削

※労働者年金保険法

男子工労働者(ブルーカラー)を対象とした国民健康保険法に代る形で年金制度。公務員(「中堅層」)に対する船員保険はそれ以前から存在した。1944(昭和19)年に軍人優遇と文官に適用を拡大し、厚生年金保険法に改められた。

※社会保障制度審議会

第二次世界大戦後における我が国の社会保障制度の発展を促進したもので、社会保障、社会福祉、公衆衛生、社会福祉、労働、国民生活の発展を促進する機関が置かれることになった。

※国民皆年金

全国民が年金制度によってカバーされることである。1961(昭和36)年には国民皆年金制度も全国民に適用された。「国民皆年金」が実現されたこととなる。

33-4

43



国の発展とともに、保険適用を拡大してきた歴史



今は、制度の維持のために税金投入、受給要件の緩和の方向性（未払い、無年金者発生防止）

似た用語は要チェック！

今はこっち！

社会保障制度審議会

1949(昭24)年、総理府(現在の内閣府)に内閣総理大臣の諮問機関として設置。

企画・立案・運営に関する調査・審議を行い、**総理大臣**に勧告や意見具申を行った。

2001(平13)年、中央省庁の再編成により廃止。その機能は社会保障審議会に引き継がれた。

社会保障審議会

厚生労働大臣の諮問機関として、厚生労働省内に設置。(2001年から)

社会保障にかかわる重要事項等を調査審議し、**厚生労働大臣**や関係行政機関に意見を具申する機関。

試験でよく見るのはこっち！

社会保障制度に関する勧告(50年勧告)

「戦後の社会福祉のあり方」

1950(昭25)年 社会保障制度審議会が出した勧告

社会保障の理念は…最低限度の生活の保障

○困窮の原因に対し、保険的方法または直接公の負担において、経済保障の途を講ずること

⇒困窮の原因とは、疾病、負傷、分娩、死亡、老齢、失業、多子その他である。

社会保障制度は、

狭義…社会保険、社会福祉、公的扶助、公衆衛生の
4部門

広義…恩給、戦争犠牲者援護を含む

⇒社会保険を中心とし、税金を財源とする公的扶助は補完的位置づけ。

24, 27, 32, 33

社会保障体制の再構築に関する勧告(95年勧告)

1995年(平7年) 社会保障制度審議会が出した勧告

社会保障の理念は、広く国民に健やかで安心できる生活を保障すること。国民の自立と社会連帯の考えが社会保障制度を支える基盤となる。

25.27.32.33回

社会保険形式による介護保険制度の創設、65歳までの就業の確保とその後の生活保障を提言。

サービスの性質に応じ、負担能力のある者に応分の負担を求めることが適當。

練習問題 A 2-5 2 →似た問題が第34回問5 1 出題

社会保険と社会扶助の基本的性格や両者の関係に関する次の記述のうち、正しいものを1つ選びなさい。

- 1 社会保険は、貧困の発生に対して事後に対処するための制度であり、救貧的機能を有している。
- 2 社会扶助方式の長所は、社会保険方式に比べて給付の権利性が強く、受給する際にスティグマが伴わない点である。
- 3 公的扶助の給付は、社会保険等による各種の所得保障に係る給付に先行させるのが原則である。
- 4 社会保険の給付の開始は申請に基づくが、社会扶助は事故の発生に伴い自動的に給付が開始される。
- 5 我が国の生活保護法では、一般扶助主義を採用しながら、資力調査によってその要件を確認している。

練習問題 A 2-5 2

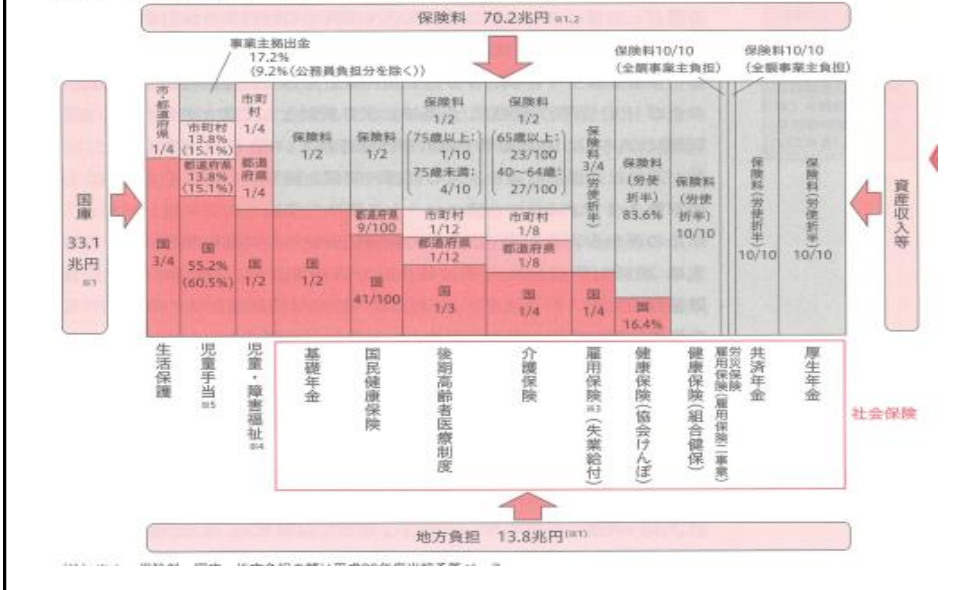
社会保険と社会扶助の基本的性格や両者の関係に関する次の記述のうち、正しいものを1つ選びなさい。

- 1 社会保険は、貧困の発生に対して**事前**に対処するための制度であり、**防貧的**機能を有している。
- 2 **社会扶助方式**の長所は、**社会保険方式**に比べて給付の権利性が強く、受給する際にスティグマが伴わない点である。
逆！ 逆！
- 3 公的扶助の給付は、社会保険等による各種の所得保障に係る給付に先行させるのが原則である。
- 4 社会保険の給付の開始は申請に基づくが、社会扶助は事故の発生に伴い自動的に給付が開始される。
逆！
- 5 **我が国の生活保護法では、一般扶助主義を採用しながら、資力調査によってその要件を確認している。**

一般扶助主義：能力や原因に関わらず。⇔制限扶助主義

テキスト 61P

図3-1 社会保障財源の全体像（イメージ）



○全体的に、保険料で成り立つ制度。
 (引きで見たら黄色が多い。)

保険料 70,2兆円

公費 国庫負担 33,1兆円

地方負担 13,8兆円

よく出題される。
 第34回 問52
 など

○国の負担割合を覚える。(ピンクのところ)

国民年金 2分の1など

○各制度の都道府県の負担、市町村の負担

似た用語は要チェック！

社会保障関係費

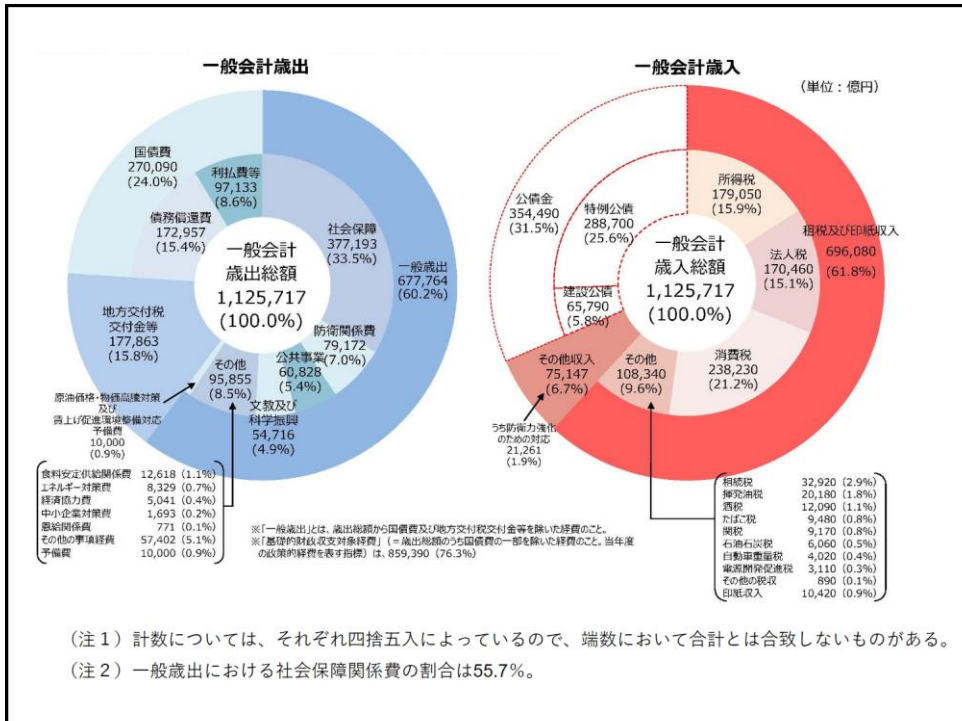
国の一般会計**予算のうち**社会保障に関する**予算の総額**。財務省が係数。

厚生労働省の予算の大半を占め、年金、医療、介護、雇用、福祉その他の費目がある。社会保険の国庫負担、保健・福祉に対する国庫負担しか含まれず、社会保険料などは含まれない。

社会保障給付費

国、地方公共団体、社会保険の保険者等から国民に支給された**社会保障の給付の総額**。

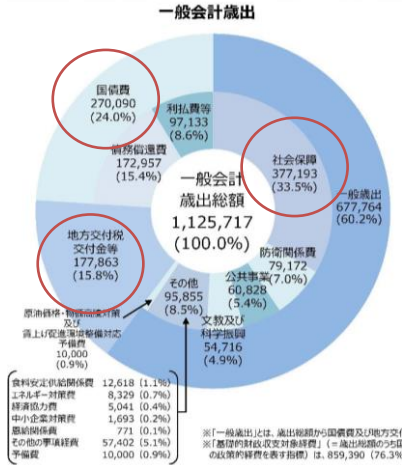
ILO(国際労働機関)の定義に基づき国立社会保障・人口問題研究所が推計。医療・年金・福祉**その他の3つの部門別**、**9つの機能別**でも推計されている。



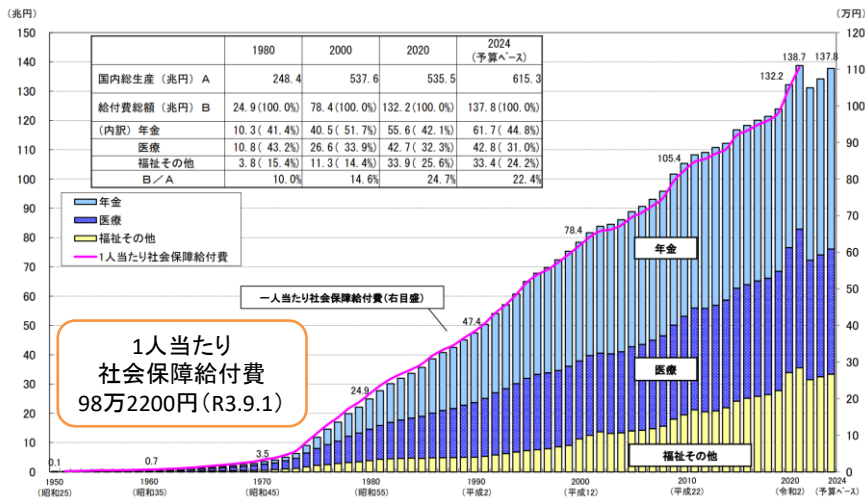
令和6年度一般会計予算の概要

☆ 社会保障関係費が
33.5%を占める。

一般会計予算は約113兆円。このうち歳出についてみると、国債の元利払いに充てられる費用(国債費)と地方交付税交付金と社会保障関係費で、歳出全体の7割を占めている。



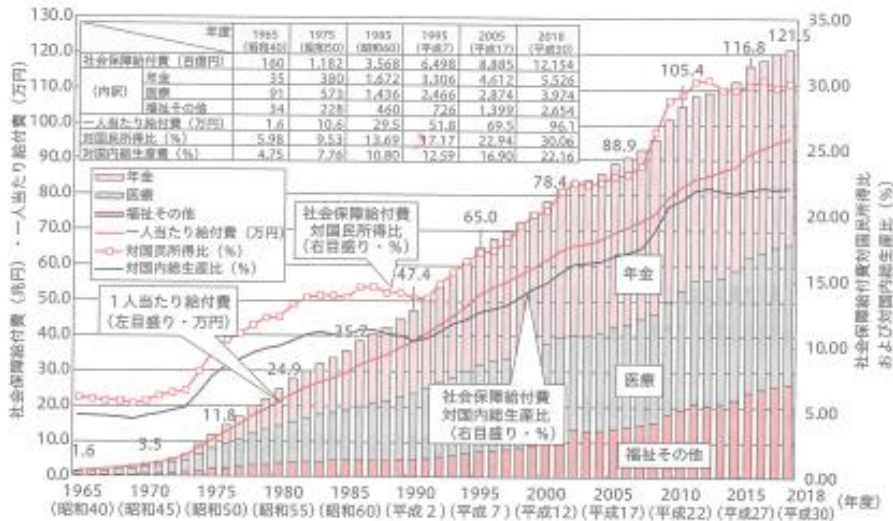
社会保障給付費の推移



資料: 国立社会保障・人口問題研究所「令和3年度社会保障費用統計」、2022～2024年度(予算ベース)は厚生労働省推計。
2024年度の国内総生産は「令和6年度の経済見通しと経済財政運営の基本的態度(令和6年1月26日閣議決定)」
(注) 図中の数値は、1950,1960,1970,1980,1990,2000,2010,2020及び2021並びに2024年度(予算ベース)の社会保障給付費(兆円)である。

テキスト72P

図3-4 社会保障給付費の推移



社会保障給付費のポイント①

○毎年、増加している。

25,26,27,28,29,30,32,

○2024年度 社会保障給付費 138兆円の規模は、国の一般会計予算(約113兆円)の規模の約1.2倍。

<部門別分類> 「年金」「福祉」「その他」

1980年ごろまで ①医療、②年金、③福祉その他

1994(平6)年 高齢社会福祉ビジョン懇談会

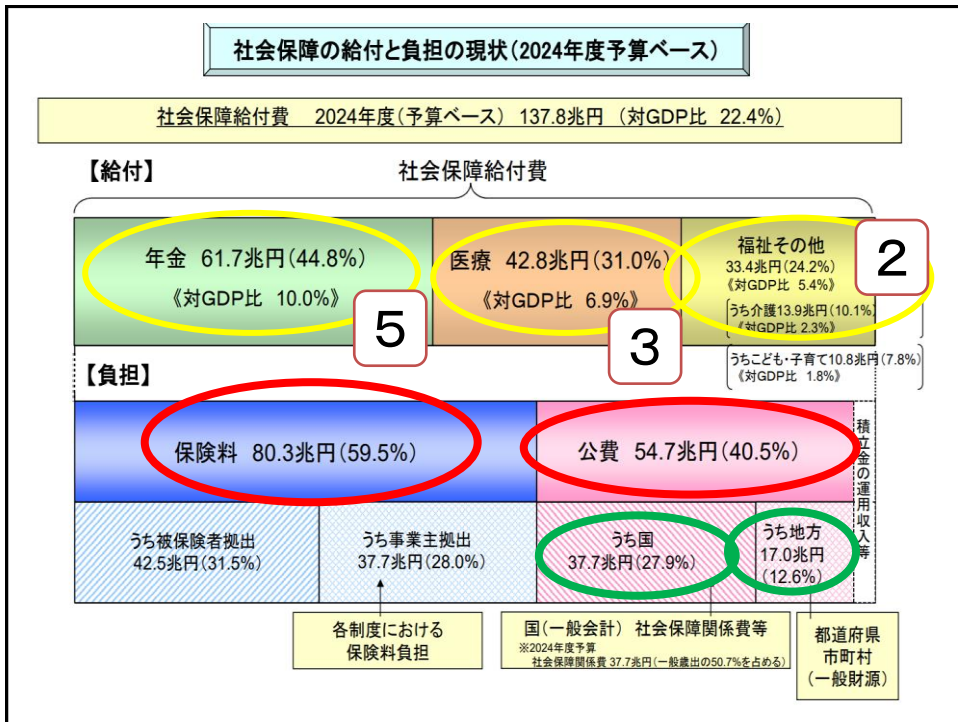
「21世紀福祉ビジョン」

年金:医療:福祉その他

5:4:1⇒5:3:2程度にする必要性

2000(平12)年4月 介護保険導入で「福祉その他」の割合が増えた。

今は、おおよそ5:3:2といえる。



社会保障給付費のポイント②

<機能別社会保障給付費> 9つ

第34回 問50
第32回 問50

「高齢」「保健医療」「遺族(戦争犠牲者に対する給付含む)」「家族」「障害」「生活保護その他」「失業」「労働災害」「住宅」

○割合の多い順に、「**高齢45%**」「**保健医療31%**」「**家族8%**」これらの合計で、全体の80%を占める。
高齢者の医療は保健医療にカウントされている。

○**高齢者関係給付費 68.4%**

年金保険費、高齢者医療給付費、老人福祉サービス給付費、高年齢雇用継続給付費等。

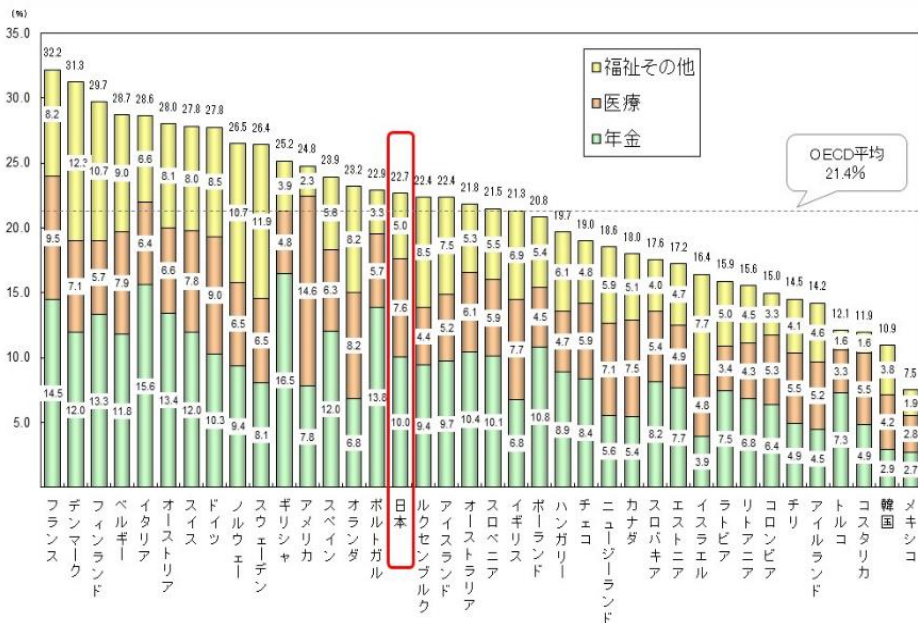
表3-3 機能別社会保障給付費

75P

	1994（平成6）年度		2018（平成30）年度	
	金額 （兆円）	構成比	金額 （兆円）	構成比
総数	60.7	100.0%	121.5	100.0%
高齢	25.1	41.3%	57.3	47.1%
遺族	5.1	8.4%	6.5	5.3%
障害	1.7	2.9%	4.8	3.9%
労働災害	1.0	1.7%	0.9	0.8%
保健医療	22.5	37.1%	38.1	31.3%
家族	1.8	2.9%	8.6	7.1%
失業	1.9	3.1%	1.4	1.2%
住宅	0.1	0.2%	0.6	0.5%
生活保護				
その他	1.4	2.4%	3.3	2.8%

資料：国立社会保障・人口問題研究所「平成30年度 社会保障費用統計」2020. をもとに作成

社会保障給付の部門別の国際的な比較(対GDP比)



国民負担率とは

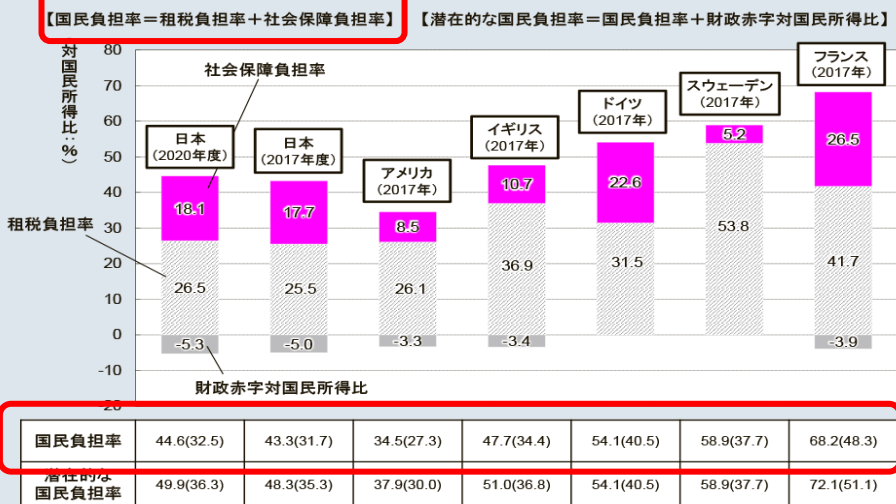
25,27

国民負担率: 国民所得(国民総生産から固定資本減耗を差し引いた部分)に対する**租税負担率**と**社会保障負担率(社会保険料負担)**を合わせたもの。

その中に国民が市場や家族などを通じて提供されるサービスに対して支払っているコストは含まれていないため、実際には国民による公的サービスにかかる公的負担率を意味する。

⇒中央および地方政府の大きさ、所得や財の再配分の程度を示す指標となる。

図表 1-9-12 (潜在的) 国民負担率の国際比較



資料: 日本: 内閣府「国民経済計算」等 諸外国: National Accounts (OECD)、Revenue Statistics (OECD)、NIPA (米商務省経済分析局)

(注) 1. 日本は2020年度(令和2年度)見通し及び2017年度(平成29年度)実績。諸外国は2017年実績。
2. 財政赤字の国民所得比は、日本及びアメリカについては一般政府から社会保障基金を除いたベース、その他の国は一般政府ベース。



＜諸外国の社会保障制度＞

テキスト 6章

最近出てない。今年も山ハリ！！とはいえ、1点。

＜注目点＞

- ・財源が「保険料」なのか「税金」なのか？
- ・日本との違いは？
- ・歴史と現在

英の歴史は他の科目で出題多数。



歴史

アメリカ

市場に介入(公共事業の増加⇒失業の解消)
従来の市場に政府は関与しないという理論を覆す。

1935年 世界初 社会保障法

「社会保障」という言葉を用いた法律

* ルーズベルト大統領が大恐慌に対処するため、ニューディール政策の一環として設定。

医療保障は含まれていない。

24, 26

ちなみに、1938年 ニュージージーランドが「社会保障法」を制定。
1942年 ILOの『社会保障への途』でモデルとして紹介される。

オバマの医療改革法(オバマケア)

2010年 今後10年間で3000万人以上の無保険者を解消することを目指す。

24, 25

当初は新たな公的医療保険制度の創設を目指していたが断念し、民間医療保険制度等への加入を義務付けた。⇒トランプが廃止しようとしたが議会で否決された。

【元々あったもの】

26, 29, 31, 33

⇒メディケイド(低所得者対象・州政府の医療扶助)

⇒メディケア(高齢者・障害者対象・連邦政府の健康保険)

唯一の公的医療保険!!!

英：エリザベス救貧法

1601年 エリザベス救貧法

- ・教区単位
- ・救貧税の徴収
- ・貧民の就労
- ・貧民監督官制度
- ・貧民を3種に分ける



(有能貧民⇒強制就労、無能貧民⇒救貧院、児童⇒徒弟制度)

エリザベス救貧法下の制度

1722年：ワークハウス(労役場)テスト法

ナッチブル法

有能貧民の院外救済を抑制

(労役場に収容！労役場が増えた。)

混合処遇(老幼、障害者、虚弱者も一緒)

1782年：ギルバート法

労役場の強制労働の結果が出ず、

有能貧民に職を斡旋、院外救済を認めることにした。

労役場は無能貧民の救貧院にした。

1795年：スピーナムランド制度

フランス革命、フランスとの戦争で物価が高騰。

パンの価格で算出した不足分を救貧税から支給

英：新救貧法

改悪

1834年 新救貧法

- ・救貧法委員会の設置(中央集権化)
- ・貧民処遇の一元化(ワークハウステスト)
- ・院外救済の禁止
- ・劣等処遇の原則

(救済を受ける貧民は最低層の自立労働者以下の水準で処遇する)

英 新救貧法下

1905年 王立委員会が設置される。

目的：救貧法の検討

1909年 「多数派報告」：慈善組織協会(COS)

➡「救貧法」の拡充強化

「少数派報告」：ウェブ夫妻

➡「救貧法」の廃止、貧困の予防

ナショナル・ミニマム

1911年 「国民保険法」：ロイド・ジョージ

社会保険の導入(医療・失業)

世界初！

歴史

英：ベヴァリッジ報告

1942年 社会保障の普遍化

「ゆりかごから墓場まで」

社会が克服する社会悪として、窮乏、疾病、無知、不潔、怠惰という「5つの巨人悪」が唱えられた。

- ・均一給付、均一拠出の原則
- ・ナショナル・ミニマムの原則
- ・一般性の原則

ウェット夫妻
『産業民主正論』
国が国民に対して
最低限度の生活を
保障すべきである
という考え方

ベヴァリッジ報告下

1948年：「国民扶助法」

公的扶助の基盤として成立。

「国民保険法」「国民保健サービス法」

「国民扶助法」などの成立で「救貧法」

は完全に廃止された。

現在

イギリス

医療⇒NHS(国民保健サービス／ナショナルヘルスサービス)

全国民が無料で医療を受けられる国営のサービス。税金のみで運営していたが赤字財政のため保険料収入にも頼っている。

年金⇒社会保険(1階建て、国庫負担なし)

介護⇒介護保険はない。

→NHSの一部、国・地方自治体の社会サービス(福祉)、自費購入の3種がある。

歴史

フランス

1930年 社会保険法

1945年 ラロック・プラン(社会保障計画)

被用者中心だった制度がすべての国民を対象とする社会保障制度に普遍化された。

今現在

年金・医療⇒社会保険方式

職域ごとに異なる制度が分立

医療は、償還払いが基本(2016～直接支払い)

介護⇒県が行う社会扶助(高齢者自助手当)

ドイツ

歴史

1883年 世界初の社会保険(ドイツ疾病保険)

1884年 労働者災害保険法、1889年 廃疾・老齢保険法の制定

1919年 ワイマール憲法(世界初の生存権明文化) ビスマルク宰相「飴と鞭」の飴が社会保険になる

今現在

日本同様、5つの社会保険(民間サービス優先)

年金・医療⇒職域に基づく社会保険制度

介護⇒利用料が定額の介護保険制度

スウェーデン

高福祉高負担

歴史

○コミュニティ(市町村)とレギオン(広域自治体)、国の分担。

☆国は、現金給付を担当。

(年金、児童手当、傷病手当など)

年金⇒3つの年金給付。社会保険と税財源。

☆コミュニティ(市町村): 介護福祉サービス 税金+自己負担
高齢者、障害者の医療と福祉

1992年 エーデル改革(社会的入院を減らす、在宅サービスの充実、住宅の質の向上)

☆レギオン(広域自治体)が保健・医療サービスを担当。

(無料・低料金) 税金+自己負担

医療と介護が保険でないことに注目。

アジアの社会保障

【中国】

都市部には、老齢年金、医療保険、失業保険、労災保険、出産保険制度がある。介護保険はない。一人っ子政策は現在は廃止されている。

【韓国】

公的扶助、社会保険、社会福祉サービス等がある。

2008年「高齢者長期療養保険制度」(介護保険)保険料は健康保険料の一部より運用。

練習問題D 2-50

社会保障の歴史に関する次の記述のうち、正しいものを1つ選びなさい。

- 1 ドイツでは、1880年代に世界で最初の社会保険制度を実施する一方で、社会主義運動を厳しく弾圧する「飴と鞭」の政策が行われた。
- 2 イギリスは、1601年に制定されたエリザベス救貧法により、劣等処遇の原則が導入されるとともに、救貧行政の中央集権化が確立された。
- 3 スウェーデンにおいて1930年代に制定された社会保障法は、社会保障という言葉の世界で最初に用いた法律とされている。
- 4 イギリスでは、1990年代にサッチャー政権が効率と公正の両立を目指す「第三の道」を掲げ、就労支援を重視する施策を展開した。
- 5 日本では、社会保険としての医療保険、年金保険、労災保険、失業保険は、いずれも第二次世界大戦前又は大戦中から制度化され、実施されてきた。

練習問題D 2-50

社会保障の歴史に関する次の記述のうち、正しいものを1つ選びなさい。

1 ドイツでは、1880年代に世界で最初の社会保険制度を実施する一方で、社会主義運動を厳しく弾圧する「飴と鞭」の政策が行われた。

2 イギリスは、1601年に制定されたエリザベス救貧法により、劣等処遇の原則が導入されるとともに、救貧行政の中央集権化が確立された。→1834年 新救貧法の内容

3 スウェーデンにおいて1930年代に制定された社会保障法は、社会保障という言葉の世界で最初に用いた法律とされている。

→アメリカの内容。ブレア政権！！

4 イギリスでは、1990年代にサッチャー政権が効率と公正の両立を目指す「第三の道」を掲げ、就労支援を重視する施策を展開した。「第三の道」はアンソニー・ギデンズ

5 日本では、社会保険としての医療保険、年金保険、労災保険、失業保険は、いずれも第二次世界大戦前又は大戦中から制度化され、実施されてきた。労災と失業保険は戦後 1947年

練習問題H 1-55

諸外国における社会保障制度に関する次の記述のうち、正しいものを1つ選びなさい。

1 スウェーデンでは、原則として、自己負担なしで介護サービスを利用することができる。

2 ドイツでは、日本の制度を手本として、2000年代に公的介護保険制度が導入された。

3 イギリスの国民保健サービス（NHS）は、社会保険方式に基づく保険料を主な財源としている。

4 フランスの社会保障制度は、社会サービス方式を採用しており、全国民共通の単一の制度によって運営されている。

5 アメリカは全国民を対象とする公的医療保障制度を持たないが、オバマ政権の下で成立した医療保険改革法により、医療保障を受けられる国民の範囲が広がった。

練習問題H 1-55

諸外国における社会保障制度に関する次の記述のうち、正しいものを1つ選びなさい。

- 1 スウェーデンでは、原則として、自己負担なしで介護サービスを利用することができる。上限額をマックスタクサ
- 2 ドイツでは、日本の制度を手本として、2000年代に公的介護保険制度が導入された。

1994年4月！！日本がドイツを参考に！！

- 3 イギリスの国民保健サービス（NHS）は、社会保険方式に基づき保険料を主な財源としている。租税が8割（保険は少し）

- 4 フランスの社会保障制度は、社会サービス方式を採用しており、全国民共通の制度によって運営されている。

年金と医療保険は職域で分立。介護は税方式。

- 5 アメリカは全国民を対象とする公的医療保障制度を持たないが、オバマ政権の下で成立した医療保険改革法により、医療保障を受けられる国民の範囲が広がった。

お疲れ様でした。。。。
お腹が空きましたねえ。

